

第5項 情報通信体制・機器の整備

[市長公室、企画財政部、消防本部]

災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器・施設を整備する。

1 奈良県防災行政無線の活用

奈良県では、県と市町村及び防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、衛星系回線と地上系回線の2ルートを組み合わせた、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を終え運用している。

市職員は、県防災行政無線の取扱いについて平常時より習熟し、災害時に活用できるよう努める。

2 災害無線通信体制の充実・強化

市、県及び防災関係機関は災害時等に電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない時、又は利用することが困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図り、近畿地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

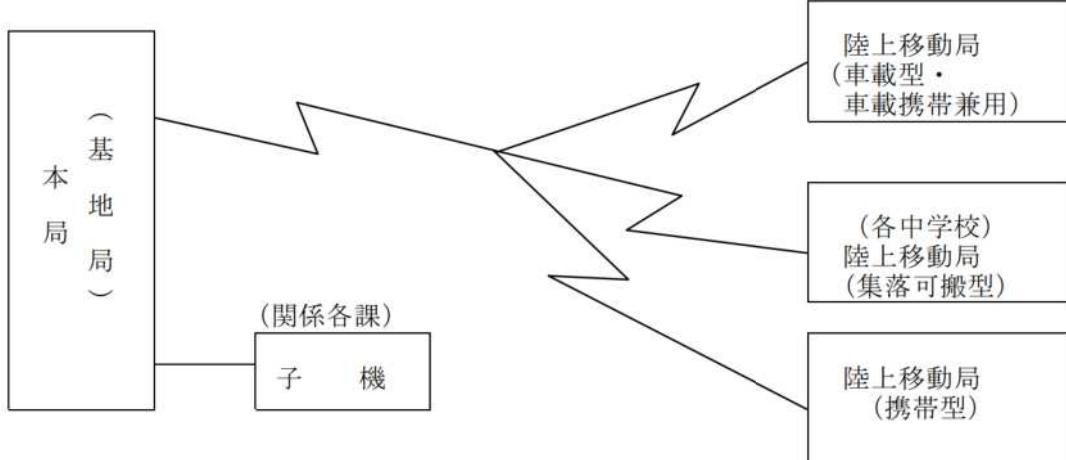
市、県及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

3 生駒市防災行政無線の整備状況

(1) 現況

生駒市防災行政無線の整備現況は次のとおりである。

「生駒市防災行政無線一覧表」を『資料編』資料10に示す。



(2) 整備方針

今後は陸上移動局（集落可搬型）の各避難所への配置整備を図る。

また、無線システム全体の充実、機能更新を推進する。

4 消防救急無線のデジタル化

消防救急業務を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、広域的な大規模災害に対応するために無線通信の高度化が求められている。また、消防救急活動では関係者情報を伝送するが、個人情報保護の観点から、より秘匿性の高い無線通信を行うことが求められており、消防救急無線のデジタル化を図ることで高度な消防救急活動を行う。

5 その他通信網の整備

市は、災害時のその他の情報伝達手段として、CATV、インターネット等の既存メディアや防災行政無線の活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信網を整備・充実する。

災害時に避難場所となる各小・中学校にはパソコン（インターネット接続）を整備している。

防災行政無線（同報系）運用

【目的】

災害等の緊急時における住民への災害情報等の伝達手段の多重化のひとつとして、正確な情報を的確かつ迅速に発信し、住民の避難行動の判断に資することにより、住民の生命と財産を守り被害を軽減することを目的に、平成28年度に市内57箇所に屋外拡声子局（屋外スピーカー）を設置しました。

災害時、多くの皆様へ情報を伝達する必要があるため、緊急時には最大音量で放送します。

【運用開始】

平成29年4月1日から（令和元年に一部運用要領改善）

【放送の種類と内容】

1 国（内閣官房、気象庁等）から発令する情報（市内全域）

Jアラート（※）情報として自動連動する情報

(1) 武力攻撃事態等に関する情報

・警報音の後に音声放送が流れます。

使用場面	警報音	音声サンプル	音声内容（例文）
弾道ミサイル情報	国民保護に係る警報のサイレン (14秒吹鳴)	内閣官房 国民保護ポータルサイト http://www.kokuminhogo.go.jp/arekore/shudan.html	ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。 当地域に着弾する可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
航空攻撃情報	国民保護に係る警報のサイレン (14秒吹鳴)		航空攻撃情報。航空攻撃情報。 当地域に航空攻撃の可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	国民保護に係る警報のサイレン (14秒吹鳴)		ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。 当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
大規模テロ情報	国民保護に係る警報のサイレン (14秒吹鳴)		大規模テロ情報。大規模テロ情報。 当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。

(2) 自然災害に関する情報

・警報音の後に音声放送が流れます。

使用場面	警報音	音声サンプル	音声内容（例文）
緊急地震速報 (震度4以上)	緊急地震速報 チャイム音	NHKホームページ(外部リンク) http://www.nhk.or.jp/sonae/bousai/	緊急地震速報。大（おお）地震です。 大地震です。
気象等の特別警報	上り4音チャイム		当地域に、〇〇特別警報が発表されました。周囲の状況をみて、避難行動をとってください。

土砂災害警戒情報	上り 4 音チャイム		ただいま、土砂災害警戒情報が発表されました。テレビ・ラジオの情報に注意してください。
----------	------------	--	--

※津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国（消防庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することができます。

国による情報覚知から住民への伝達まで、時間的なロスを最小限にできるシステムのことです。

2 市から発令する情報（特定地域又は市内全域）

生命、財産に影響がある情報又は市民生活に著しく影響がある情報

(1) 避難情報等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））

	使用場面	警報音	音声内容※（例文）
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	チャイム 上り 4 音チャイム (荒天時は電子サイレン 10 秒吹鳴 3 回を 5 秒間隔で 3 回反復)	こちらは生駒市役所です。 生駒市内全域に警戒レベル3、難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 これから次第に雨や風が強くなっていきます。 小中学校や体育施設等の緊急避難場所を開放しています。 土砂災害警戒区域・特別警戒区域、または浸水想定区域にお住まいの方、その他家にいるのが危険だと思う方で避難に時間のかかる方は、安全なうちに、早めに避難を始めてください。
	避難勧告	電子サイレン (10 秒吹鳴 4 回を 5 秒間隔で 3 回反復)	こちらは生駒市役所です。 〇〇町に警戒レベル4、難勧告を発令しました。 土砂災害発生の危険が高まっています。(〇〇川が氾濫する恐れのある水位に達しました。) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域(〇〇川沿いの浸水想定区域)におられる方、その他その場にいることが危険だと判断した方は、〇〇緊急避難場所に避難してください。 緊急避難場所へ行くことが危険な場合は、近くの安全な場所、あるいは2階以上の少しでも安全な場所に避難してください。
警戒レベル4	避難指示（緊急） (状況により実施)	電子サイレン (10 秒吹鳴 4 回を 5 秒間隔で 3 回反復)	こちらは生駒市役所です。 〇〇町に警戒レベル4、難指示（緊急）を発令しました。 土砂災害の発生が迫っています。(〇〇川の氾濫が迫っています。) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域(〇〇川沿いの浸水想定区域)におられる方、その他その場にいることが危険だと判断した方はただちに、近くの安全な場所、あるいは2階以上の少しでも安全な場所に避難してください。

警戒 レベル 5	災害発生情 報	電子サイレン (10秒吹鳴5回を 5秒間隔で3回反 復)	こちらは生駒市役所です。 〇〇町〇〇地区で土砂崩れが発生しました。(〇 〇川が氾濫しました。) 警戒レベルが5となりました。 周辺の土砂災害警戒区域・特別警戒区域(〇〇川 沿いの浸水想定区域)におられる方はただちに命 を守る最善の行動をとってください。
	避難勧告等 解除 (23時～午 前6時の間 は放送しな い)	チャイム 上り4音チャイム	こちらは生駒市役所です。 生駒市に発令されていた避難勧告等は全て解除 されました。自宅から避難されている方は、足元 や周囲の状況に十分注意して帰宅してください。

※：音声内容は生駒市防災無線確認ダイヤル「教えてダイヤル」(050-5212-5255)で確
認可能(放送実施後24時間まで)

(2) 災害関連情報等(チャイム又はサイレン+音声)

- ・災害関連情報
災害発生後における避難所情報、通行止め箇所、余震情報
- ・防災訓練情報
- ・火災発生情報
広範囲に及ぶ火災が発生し、生命・財産に影響がある場合
例：山林火災など
- ・突発的事故等
市民生活に著しく危険が及ぶような事件、事故等
- ・地区的自主防災組織による防災訓練や避難情報など

(3) その他市長が必要と認める情報

3 試験放送(特定地域又は市内全域)

年1回程度 機器の動作確認の為の試験放送(実施の際お知らせします。)

【学校に設置した施設】

場所：屋上

設備：

屋上：スピーカー、

職員室：無線機、マイク(スピーカ用)、アンプ(120W)

生駒市の防災行政MCA無線

【防災行政MCA無線とは】

防災行政MCA無線とは、複数の周波数を多くの利用者で共有する陸上移動通信システム構成に基づき、周波数の利用効率の高い、混信がない、便利で使いやすい陸上移動通信システムで、防災行政無線として、多くの自治体などに利用されている無線です。

【防災行政MCA無線のしくみ】

防災行政MCA無線は、800MHz帯の電波を利用した陸上移動システムで、すべての通話は中継局（生駒山上）を介し、親局・補助局（生駒市役所）と拡声子局設備を電波で結んでいます。



この無線設備の親局・補助局を生駒市役所に設けて、市内57箇所には、拡声子局設備を設置しました。大雨や地震などの災害予想されるときなどに、市民の皆さんに正確な情報を伝達することを目標とした設備です。市民に情報を一斉に伝達することが可能で、大規模災害時に避難情報や地震情報など重要な情報を、音声で一斉に伝達する極めて有効な無線網です。

また、拡声子局設備の防災スピーカーは、以下の3種類を使用しています。



①ストレートホーンスピーカー



②レフレックスホーンスピーカー



③防災用スリムスピーカー

【防災行政MCA無線（移動局）とは】

同報系と同様の仕組みで、市役所に設置している指令局（親局）、生駒山上にある中継局、写真の移動局（子局）などがあり、移動局相互間の直接通話も可能です。



防災行政 MCA 無線(移動局)

生駒市総務部防災安全課

74-1111

生駒市防災行政MCA無線(同報系)整備事業(57箇所)

No.	施設名	設置場所住所	備考
--	生駒市役所	東新町8-38	
1	HOS生駒北スポーツセンター	高山町166-2	
2	獅子ヶ丘第8緑地	高山町187-71	
3	金鶴の杜倭苑	高山町1981-2	
4	高山町庄田自治会館	高山町3975-1	
5	高山竹林園	高山町3440	
6	高山町久保集会所	高山町12503-3	
7	生駒市消防団機動第4分団駐車場	高山町6827-1	
8	ひかりが丘第2児童公園	ひかりが丘1丁目10	
9	北田原町集会所	北田原町1327-1	
10	鹿ノ台北公園	鹿ノ台北3丁目6	
11	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南2丁目3-3	
12	鹿ノ台西公園	鹿ノ台西1丁目10	
13	美鹿の台南公園	美鹿ノ台1000-381	
14	北大和第2公園	北大和2丁目4-2	
15	真弓中央公園	真弓3丁目6	
16	真弓小学校	真弓1丁目11-15	
17	なかやま公園	西白庭台3丁目20-1	
18	上中学校	上町3000	
19	星和台集会所	南田原町1230-146	
20	あすか野森の広場	あすか野北1丁目350-410	
21	あすか野南集会所	あすか野南3丁目23-123	
22	生駒台小学校	新生駒台1-33	
23	喜里が丘第2公園	喜里が丘1丁目369-34他	
24	小明町第7公園	小明町1061-4	
25	生駒中学校	西松ヶ丘9-19	
26	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘7-15	
27	図書会館	辻町238	

生駒市防災行政MCA無線(同報系)整備事業(57箇所)

No.	施設名	設置場所住所	備考
28	生駒市役所	東新町8-38	
29	生駒小学校	山崎町4-44	
30	生駒市体育協会滝寺S. C.	門前町9-20	
31	門前公園	門前町2491-1-4	
32	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘2232	
33	菜畠町地内①	菜畠町2314-245	
34	小倉寺町地内①	小倉寺町362-1	
35	西壱分ふれあい公園	壱分町1445他	
36	東生駒北第1公園	東生駒1丁目199	
37	東菜畠第4公園	東菜畠2丁目931-91他	
38	生駒東小学校	東生駒4丁目398-11-	
39	福祉センター	さつき台2丁目6-1	
40	壱分小学校	壱分町356-1	
41	南コミュニティセンターせせらぎ	小瀬町18	
42	有里西公園	有里町312他	
43	有里町第4公園	有里町480-10他	
44	やまびこホール	藤尾町304-1	
45	鬼取配水場	鬼取町262-3	
46	西畠町自治会館	西畠町595-1	
47	西畠町地内①	西畠町1053	
48	小平尾南スポーツ施設	小平尾町1629	
49	生駒南第二小学校	小平尾町927	
50	大瀬中学校	大瀬町911-1	
51	萩の台小山公園	萩の台1001-5他	
52	萩の台第1公園	萩の台4丁目7-458他	
53	ひがしやま公園	東山町211-51	
54	ほたるだに公園	高山町9916-21	
55	第28号取水井	高山町8315-1	
56	生駒台北第一公園	生駒台北162-1	
57	新旭ヶ丘さんかく公園	新旭ヶ丘1317-60	